

## 特集 個人情報管理と民生委員児童委員活動

### インフォメーション

- 秋の褒章・叙勲 ..... 6
- アンテナ道民児連掲載写真募集 ..... 6
- クローズアップ「この人」 ..... 7
- 新年のごあいさつ ..... 8
- エッセイ：ひとをつなぐ  
「⑩民生委員になっちゃった」 ..... 8



# 個人情報管理と民生委員児童委員活動

昨年12月の一斉改選から1年が経過し、新任委員の皆さんも活動に少しずつ慣れ、住民の方から相談を受ける機会も増えてきたことと思います。

民生委員児童委員（以下、「民生委員」）活動は、多くの個人情報を取り扱うなかで成立している活動です。

民生委員は、非常勤特別職の地方公務員であるため、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）の適用は受けませんが、

一方で民生委員法第15条により守秘義務が課せられています。

このため、個人情報が記載された書類等の取り扱いには普段から厳重な管理が求められますが、民生委員が保有する個人情報記載資料の紛失事例が全国各地で発生しています。

こうした過失は、住民との信頼関係に影響を及ぼすことにもなりかねませんので、関係法令等を正しく理解して、個人情報の取り扱いに留意しながら適切に活動することが重要です。

## ■個人情報とは

個人情報は、氏名、性別、年齢、住所、電話番号など個人を識別するための情報で、  
 ・生存する個人に関する情報です。また、  
 ・職業、家族関係などの事実に関する情報や個人の判断・評価に関する情報も含め、個人と関連づけられるすべての情報を意味します。

カメラやビデオなどで撮影した映像や音声であっても、それによって特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当します。ので、広報などに用いる際には注意が必要となります。

## ■個人情報保護法の施行

高度情報通信社会の進展にもない、個人情報の利用が著しく拡大したことから、平成17年4月に個人情報保護法が施行さ

れました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしました。これは、個人情報保護法とは別に市町村で条例を定めて個人情報の管理の体制を作らなければならないということですので、その上で、個人情報を事業活動に利用する者を個人情報取扱事業者と位置づけ、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務などをこの法律で定めました。

私たちが生活する中で発生するさまざまな手続きでも必要な個人情報ですが、情報を扱う上で個人の権利や利益を守るための法律であり、個人情報を扱う事業者の信頼性を担保する観点からも、個人情報を取り扱う事業者にその処理基準を示しました。

## 民生委員への情報提供に係る 関係通知・関係法令（抜粋）

○要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日 各都道府県各指定都市・各中核市民生主管部（局）長あて厚生労働省6課長通知）

(3)民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないように配慮願いたい。

○災害対策基本法

（名簿情報の利用及び提供）

第49条の11（略）

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

### ■個人情報保護法第18条 （利用目的による制限）、 第27条（第三者提供の制限）

個人情報保護法では、国や地方公共団体を除き、個人情報を取り扱うすべての者は個人情報取扱事業者となります。第18条では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報

報を取り扱ってはならないとされています。また、個人データの第三者提供に關しても、第27条において、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないと規定しています。但し、何れも次に掲げる場合を除くとする例外規定がありますが、逆に言いますと、これ以外は本人の同意が必要というこ

とになります。

#### 【例外となる場合】

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護に必要な場合
- ・公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ・国や地方公共団体に協力する場合 など

### ■民生委員は 個人情報保護法の 適用を受けない

民生委員は、非常勤特別職の地方公務員であるため、個人情報保護法の適用は受けません。また、個人情報取扱事業者は、営利、非営利を問わない民間事業者とされており、民生委員法に基づき設置された民生委員協

### ■民生委員が行う 個人情報の収集

民生委員の主な役割は、住民の相談に応じ、助言など援助を行うとともに、福祉サービスを議会（以下、「民児協」）は、町内会やNPO団体などの民間事業者ではないため、個人情報取扱事業者ではありません。

必要とする人が適切に利用できないよう情報提供等を行うことです。そのため、住民から直接聞き取りをし、どのような支援が必要な状態かを把握しておく必要があります。

民生委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、個人情報への配慮は、住民との信頼関係を築くためにも大切です。住民からの情報収集に対しては、情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する必要があります。

### ■行政等からの情報提供

民生委員は、非常勤特別職の地方公務員であるため、民生委員法第14条に定められた職務の遂行にあたり、行政や個人情報取扱事業者より必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として可能と考えられます。

しかしながら、行政からの情報提供については、あくまでも

各市町村の個人情報保護条例の解釈によります。ですから、思うように情報を共有させてもらえない民児協にあつては、民生委員への個人情報の提供についても、条例にきちんと明記してもらおうよう市町村に働きかけていく必要があります。

### ■民生委員には 守秘義務がある

民生委員法第15条「民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と明記されています。

民生委員は、同条の規定により守秘義務を負っていますので、個人情報の第三者提供や安全管理には留意が必要となります。

### ■民生委員が行う 個人情報の第三者提供

民生委員活動においては、相談を受けた住民を適切な支援につなぐためにも、行政や関係機関等に対し、相談者がどのような課題を抱え、どのような支援を必要としているのか、情報提供が必要となります。しかし、守秘義務との関係もあり、どの範囲の情報を誰に提供してよいか悩むことも少なくないと思います。

民生委員は、個人情報保護法の適用は受けませんが、守秘義務があるため、要支援者等の情報を第三者へ提供する場合は、個人情報取扱事業者の取り扱いに準ずることになり、本人の同意が必要となります。第三者へ情報提供を行う場合、提供する可能性がある場合は、予め本人の同意を得ておくことが大事です。

このようなルールを理解したうえで情報を取り扱うことが大切ですが、何より、誠意を持つ

て丁寧な説明を行うことにより不信感や不安感を払拭し、信頼関係を築くことにより、余計なトラブルを防止し、よりよい支援にもつながります。

### ■包括的同意による 個人情報の共有

前述のとおり、民生委員が収集した個人情報を地域包括支援センターや社会福祉協議会（以下、「社協」）など関係機関に提供する際は、あらかじめ本人同意が必要ですが、関係機関による情報共有の有効な手段として、包括的同意という方法もあります。

これは支援活動という目的の範囲内で予め想定される支援の内容や連携を必要とする機関等への最小限の個人情報の提供について、支援開始段階で了承を得ておくというものです。なお、当初想定していなかった利用をする必要が出てきたときは、改めて本人の同意を取る手続きが必要となります。

同意確認の方法は口頭でも構いませんが、後で「言った、言わない」のトラブルを避けるためには、活動記録などにメモしておくといでしょう。また、本人の判断能力が低下しているような場合には、家族や成年後見人等への説明と同意が必要といえます。

### ■個人情報の安全管理

民生委員は、福祉票や活動記録など、多くの個人情報を保有していますので、個人情報が記載された書類等の取り扱いには、普段から厳重な管理が求められます。

### ○情報の利用と提供の範囲

本人から情報を取得する場合、情報の利用目的を細かく説明することが大事です。例えば「命のバトン」の利用希望や災害時の要援護者リストを作成する場合、提供する相手方は誰かや、その目的を説明して、同意や承諾を得ておくことが必要です。特に災害時に見守るための

高齢者等の情報は、町内会・自治会と共有することなどを考えると、本人の同意を得ておくことが大切です。

○福祉サービス利用者名簿等と各種記録の管理

行政や社協から福祉サービス利用者の名簿を提供されることもあります。帰宅途中で紛失することがないように注意が必要ですし、厳重に保管し、持ち出すことの無いようにすることが大事です。

○研修の場合の匿名化とその安全対策

事例検討研修の資料は氏名を匿名化したり、個人が特定できないようにする必要がありません。また、研修終了後に資料を回収するなどの配慮が必要です。

○退任した場合の記録の一括処理対策

委員の任期中は大量の資料が集まります。保管の必要がない資料と、任期中は保管しておく資料に分類しておく必要がありますし、退任するときには民児協で一括して処理できるように

仕組みを検討しましょう。

○関係会議と守秘義務

要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センターの地域ケア会議、個別ケース会議などに出席するとき、会議では、「地域の方の個人情報」が、課題とともに考えていく材料として提供されます。これらの会議で提供された個人情報他の場合で漏らさないことを申し合わせる必要が不可欠になります。

■保有する個人情報を紛失してしまった場合

紛失してしまった場合

万が一、紛失が発生した場合には、行政と連携した迅速、適切な対応が必要になります。もしも紛失してしまった委員は、すみやかに民児協会長に報告する必要がありますし、民児協としても行政の担当課に迅速に報告することが大切です。

これは、紛失情報の対象者の人数に関わらず、たとえ1人分の情報であっても同じです。そして、行政の担当課と対応を協

議し、相談のうえ本人への謝罪等を行うこととなります。状況によっては記者発表ということもあるかもしれません。

個人情報の紛失は、住民との

社会福祉援助の特性と個人情報保護

社会福祉援助活動は情報活動そのものであり、援助を必要とする人(以下、「要支援者」という)の個人情報の入

手・管理・流通なくしては成り立ちません。そうした前提に立ち、社会福祉関係者の間では、関係者同士が互いを信頼し、

信頼関係に大きな影響を及ぼしますし、今はすぐに全国ニュースにもなつてしまします。自分の町だけのことに留まらないで、民生委員全体に対する信頼

や信用が損なわれるようなことがあつては決してなりませんので、個人情報が記載された書類等の取り扱いには十分にご留意いただくようお願いいたします。

えます。

民生委員・児童委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありません。そういう意味では、「民生委員・児童委員も個人情報保護法に準拠しなければならぬ」ということではなく、「民生委員法の守秘義務規定に

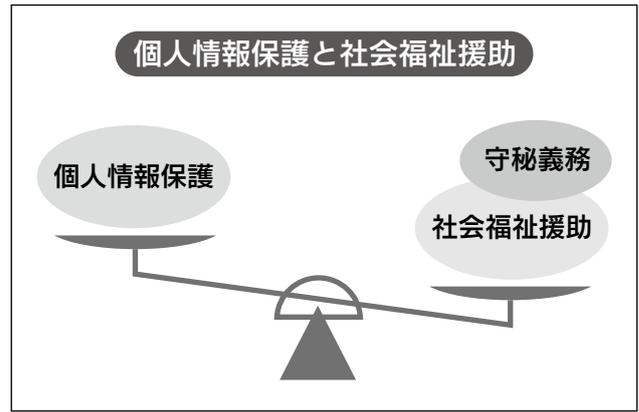
POINT

- 民生委員・児童委員は、個人情報保護法の対象事業者ではない
- 守秘義務規定に基づき、従来通りの節度ある取り扱いを心がける
- 住民や関係者への、民生委員・児童委員の守秘義務規定も含めた活動のPRが大切
- 個人情報保護か社会福祉援助かの二者択一ではなく、対象・内容・方法を考慮し調和を取ることが大切

問題解決のために要支援者の個人情報を流通させてきました。社会福祉関係者は、法令等により「守秘義務」が課せられており、かつ、援助原則や倫理として「秘密保持」を繰り返して学んでいることから、社会福祉援助において個人情報保護が担保されてきたともい

「民生委員法の守秘義務規定に則り、信頼関係を損なわないよう個人情報に配慮した活動をしていけばよい」ということになりません。その結果が個人情報保護法の趣旨にも添った行動を取ることになるのだと考えます。また、「民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法という法律により守秘義務を負つて、行政の協力的業務を行っている」ということを地域住民や関係者に対して、丁寧に周知していくことも大切なのではないのでしょうか。

個人情報保護の名の下に連携や協働が極度に制限されるとなれば、円滑な活動や援助を損ねてしまい、地域の福祉問題解決自体が困難になり、民生委員・児童委員の役割自体が問われてしまいます。一方、社会福祉援助のためであれば個人情報を自由に取り扱ってもよいのかという、要支援者や住民との信頼関係の観点からすればそれもありません。民生委員・児童委員活動においては、この調和をいかにうまく取るかが大切です。



民生委員・児童委員は様々な職務を担っていますが、職務遂行の中で個人情報の取り扱いに一層の注意を払っている姿勢を示し、要支援者との信頼形成の契機としていく積極的発想が必要です。「あなたの個人情報をおこのように保護している」という姿勢を援助者側から積極的に示し、丁寧に確認していくことは、利用者との信頼関係形成に大いに資すると考えられます。さらに、個々の場面・事項についても「情報を出せばよい」「情報を遮断すればよい」という二者択一論ではなく、地域性や関係性を踏まえ「誰までなら伝えられるか」「どこまでなら伝えられるか」「どのように伝えるか」を工夫することを出せる情報もあるのです。

民生委員・児童委員は様々な職務を担っていますが、職務遂行の中で個人情報の取り扱いに一層の注意を払っている姿勢を示し、要支援者との信頼形成の契機としていく積極的発想が必要です。「あなたの個人情報をおこのように保護している」という姿勢を援助者側から積極的に示し、丁寧に確認していくことは、利用者との信頼関係形成に大いに資すると考えられます。さらに、個々の場面・事項についても「情報を出せばよい」「情報を遮断すればよい」という二者択一論ではなく、地域性や関係性を踏まえ「誰までなら伝えられるか」「どこまでなら伝えられるか」「どのように伝えるか」を工夫することを出せる情報もあるのです。

\*「個人情報の取り扱いについての基本的考え方と留意点」平成18年6月（全国民生委員児童委員連合会）より抜粋



### 受章おめでとう 「令和5年秋の褒章・叙勲」

令和5年度、秋の褒章・叙勲で、受章された民生委員児童委員の方々をご紹介します。（敬称略）

**●秋の褒章・叙勲受章者**

◆藍綬褒章  
田名部まり子（函館市 現）  
橋本 正敏（室蘭市 現）  
松村 順子（苫小牧市 現）  
新野尾伸一（遠軽町 元）

◆瑞宝小綬章  
大坂 晴義（函館市 現）

◆瑞宝双光章  
明永 勝裕（旭川市 現）  
寺尾 俊治（千歳市 現）  
伊藤 義親（八雲町 現）  
佐藤 隆幸（幕別町 現）  
柄多 梯二（室蘭市 元）  
齊藤 隆博（帯広市 元）  
黒宮 健治（美唄市 元）  
畠山 健児（由仁町 元）

◆瑞宝单光章  
鈴木 恭子（旭川市 現）  
近藤 典雄（旭川市 現）  
毛利 徹也（釧路市 現）  
坪井 一志（長沼町 現）  
庄野 照彦（新冠町 現）  
松尾 幸人（旭川市 元）  
前田 弘文（帯広市 元）  
小野 史博（妹背牛町 元）  
渡辺 正三（喜茂別町 元）  
平木美智子（白糠町 元）

**叙勲受章者**

## アンテナ道民児連掲載写真募集

あなたの一枚をアンテナ道民児連に載せてみませんか！

アンテナ道民児連の表紙やページのカットに使用する写真を募集します。風景・行事・人・動物・植物など、題材は問いませんので奮ってご応募をお願いします。

なお、ご応募の中から選り抜きのうえ、採用させていただきますので掲載とならない場合もありますことを予めご承知おきください。

\*応募先メールアドレス [m.hasegawa@dominjiren.or.jp](mailto:m.hasegawa@dominjiren.or.jp)

## この人

鷹栖町民生委員児童委員協議会委員  
藤井幹子さん

鷹栖町、中核都市である旭川市に隣接した上川総合振興局管内のまち。全国区で知られた高級トマトジュース「オオカミの桃」に象徴されるように、基幹産業は農業です。その一方で、旭川市中心部まで車で20分と利便性がよく、ベッドタウンとしても繁栄してきました。

このまちで活躍する民生児童委員の藤井さんをお訪ねしました。

## 高齢者の見守り隊

藤井さんが地域福祉の世界に入ったきっかけは、4年前に任命された町内会の福祉委員活動から。鷹栖町の自治会では、民生児童委員とよく似た活動をするセクトとして、福祉委員を設置しているそう。前任者と交代して委員になった藤井さんは、特にお年寄り家庭の見守り訪問を中心に活動しました。

少しずつ実績を積むうちに、社会福祉協議会からラフコールが寄せられます。民生児童委員の委嘱への道は、こうして始まりました。

「福祉委員と民生児童委員の活動は、時には重複することもあります。始めはどのように切り分けるのがいいのか迷うこともありましたが、共に補充する関係性だと考えてから悩みは吹っ切れました」。藤井さんはそう言いつつ朗らかに笑います。

## 誓いと現実のはざま

実は藤井さん、元より地域福祉には深い関心を抱いていたそう。ルートは藤井さんが高校生のころにさかのぼります。

「私が進学先に選んだのは、福祉系の専門学校でした。思つてころがあつて、障がい者の支援をやってみよう」と。卒業後は旭川市で知的障

がい者の指導員として活躍した藤井さん。日常生活の組み立てから就労支援までを行う全寮制の事業所には、軽度から重度までさまざまな障がいを持つ訓練生たちが暮らしていたと言います。藤井さんは特に重度の障がい者の支援を担当していました。

「本当にやりがいのある仕事でしたが、転勤族の夫との結婚を機に退職しました。でも、夫の実家のある鷹栖に住むようになって、いつかまた支援を求める人たちの役に立ちたい」。社会福祉協議会との邂逅は、まさにそんなタイミングのできごとでした。

優しく温かい信念を抱く藤井さん。そんな藤井さんが唯一心配なことがあると言います。

「鷹栖の冬は農村特有のホワイトアウトが付き物です。かつて幾度か、独居のお年寄りの訪問を試みたのに、吹雪と未除雪の道路に阻まれて叶わなかったことがあるのです」。雪害もまた自然災害。そんな時に独居のお年寄りたちが取り残されてしまったら。

地域福祉活動は自分の命を賭すものではないと分かっている一方で、一人の不幸も見逃さないという誓いもまた、重いもの。その狭間で、藤井さんなりの答えを出そうと悩んでいるのです。

## 夢は夫婦の農園づくり

ところで藤井さんは、ご主人のご両親が営む農家のお嫁さんでもありません。ご主人は農業を継がずに公務員となったため、家業の存続を諦めかけた時期もあったと言います。でも、今年25歳になる藤井さんの息子さんが後継することになったため、新たに法人格を取得した農場として再スタートすることになったのだとか。

「息子が鷹栖に戻ってくると決まった時、地域の人々がみんな応援を買って出ってくれました。本当にうれしかった。若者が戻ってくれて、またまちに活気があふれてくれること。そんな日を私は待ちわびています」。

新しい生産法人には、都会から若者が就労体験に来るようになりました。また、それがきっかけで鷹栖町での新規就農に挑戦する方も現れるようになってきたそう。

公務員の道に進まれたご主人は、退職後に藤井さんと二人、小さな農園をやってみようと言つたようになつたそう。生産法人は息子に任せて、のんびりと楽しみながら野菜を作る。それが私の一番の夢ですと、藤井さんはうれしそうに笑いました。

# 謹んで初春のお慶びを申し上げます

昨年中は本連盟運営につきまして、格別のお力添えを賜り厚くお礼申し上げます。

本年も誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、役職員ともども努力してまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

令和六年 新春

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

会長 佐川 徹  
副会長 梅田 絹子  
船橋 優子  
関原 久  
常務理事 長谷川 稔  
他役員一同

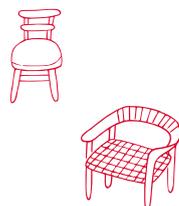
エッセイ



ひとき  
つなぐ

## ① 民生委員になっちゃった

鳥居 一頼



なぜか民生委員になっちゃった

困った人にはつい手を差し出してしまいがち  
相談されるとなぜか親身になってしまいます  
小さな頼みごとにもすぐには断れません  
地域の困り事がちよつと気にかかります  
忙しくても時間をやりくりしています  
お世話焼きを誰かに感づかれたみたい

なぜか民生委員しています  
暮らしの悩みは人それぞれです  
見込み違いで不安になります  
求められても手に余ります  
ひとりでは担いきれません  
気苦労だけが溜まってきます  
辞めたいおもいを感づかれたみたい  
なぜか民生委員続けています

出会った人に救われました

心の迷いはさりげなく包み込まれます  
出来ないことは決して無理しません  
一人でやらずに周りを巻き込んでいます  
家族ともよく相談して動いています  
何をすべきかを感じていたみたい

なぜか民生委員になつてよかった  
他人(ひと)に求められて  
生きがいを見つけました  
他人や地域にとつて大事な存在になりました  
世の中の仕組みやあり方を  
真剣に学んでいます  
福祉やボランティアを  
担うひとりになりました  
家族に誇れることが一番です  
「共に生きる」を動かす人情を感じています

### 【筆者紹介】

鳥居 一頼(トリイ カズヨリ) 1949年生、登別市出身、北海道教育大卒。  
道内で18年間教壇に立つ。道教委、道庁などに勤務後、室蘭・登別で小学校校長歴任。その後関西の私立大学の教授。  
現在、登別市きずな大使として市社協の地域福祉実践計画推進を支援するかわら、地域福祉アドバイザーとしても活動している。社会福祉法人北海道友愛福祉会理事。また道民児連が令和5年より設置した「民児協のあり方検討委員会」の委員長を担われている。「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめ」(道民児連2021年刊)の中で詩集「情緒は私を支配する。論理よりも強く」が教材化され、初任者研修では詩をもちいた斬新な研修スタイルが評価されている。主な著書に「子どもと学ぶボランティア」こつちよのボランティア授業論(大阪ボランティア協会など)。